

住宅の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準における
設計一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 28 年 1 月 8 日

第八章「コージェネレーション設備」の一部を下記のように変更します。

Ver.07 (住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.15)				Ver.08 (住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.15)			
第八章 コージェネレーション設備 (略) 付録 A A.1 コージェネレーション設備の区分 コージェネレーション設備の区分は、表 A.1 から表 A.3 に記す発電ユニット品番により定める。 表 A.1 コージェネレーション設備の区分と発電ユニット品番 (GEC)				第八章 コージェネレーション設備 (略) 付録 A A.1 コージェネレーション設備の区分 コージェネレーション設備の区分は、表 A.1 から表 A.3 に記す発電ユニット品番により定める。 表 A.1 コージェネレーション設備の区分と発電ユニット品番 (GEC)			
区分	発電ユニット品番 ^{※1}	販売者又はブランド事業者	製造事業者	区分	発電ユニット品番 ^{※1}	販売者又はブランド事業者	製造事業者
GEC1	UCAJ ^{-(※2)}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)	GEC1	UCAJ ^{※2}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)
	UCBJ ^{-(※2)}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)		UCBJ ^{※2}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)
	UCCJ ^{-(※2)}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)		UCCJ ^{※2}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)
	UCEJ ^{-(※2)}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)		UCEJ ^{※2}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)
GEC2	UCGJ ^{-(※2)}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)	GEC2	UCGJ ^{※2}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)
	UCJJ ^{-(※2)}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)		UCJJ ^{※2}	本田技研工業 (株) 他	本田技研工業 (株)
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>UCKJ^{※2,※3}</u>	<u>本田技研工業 (株) 他</u>	<u>本田技研工業 (株)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>UCLJ^{※2,※3}</u>	<u>本田技研工業 (株) 他</u>	<u>本田技研工業 (株)</u>		
^{※1} 発電ユニット品番は、ガス発電ユニットの製造メーカー (本田技研工業 (株)) の形式名である。 ^{※2} 末尾に枝番がある品番も含む。(例 -1 等) <u>(追加)</u>				^{※1} 発電ユニット品番は、ガス発電ユニットの製造メーカー (本田技研工業 (株)) の形式名である。 ^{※2} 末尾に枝番がある品番も含む。(例 -1 等) ^{※3} 2015 年 10 月追加機種			

(略)

A.2 品番の追加とコージェネレーション設備の区分

表 A.2 及び表 A.3 における 2014 年 4 月及び 2015 年 4 月追加機種については、以下の 1) 又は 2) の条件を満たしたため、該当する機種の表 A.4 又は表 A.5 の (い) 欄の区分に追加した。

- 1) 当該機種の発電ユニットの製造事業者が表 A.4 又は表 A.5 の (ろ) 欄に示す発電ユニットの製造事業者と同一であり、かつ別途定める省エネルギー基準試験で得られる省エネ率平均値が表 A.4 又は表 A.5 の (は) 欄に示す値以上であること。
- 2) 当該機種の発電ユニットの製造事業者が表 A.4 又は表 A.5 の (ろ) 欄に示す発電ユニットの製造事業者と同一であり、かつ当該機種の定格発電効率及び定格排熱回収効率がそれぞれ表 A.4 又は表 A.5 の (に) 欄の値及び (ほ) 欄の値以上であること。

(追加)

表 A.4 PEFC の区分と品番追加の諸条件

(表略)

表 A.5 SOFC の区分と品番追加の諸条件

(表略)

(略)

A.2 品番の追加とコージェネレーション設備の区分

表 A.1 及び表 A.2、表 A.3 における 2014 年 4 月及び 2015 年 4 月、2015 年 10 月追加機種については、以下の 1) 又は 2) の条件を満たしたため、該当する機種の表 A.4 又は表 A.5、表 A.6 の (い) 欄の区分に追加した。

- 1) 当該機種の発電ユニットの製造事業者が表 A.4 又は表 A.5、表 A.6 の (ろ) 欄に示す発電ユニットの製造事業者と同一であり、かつ別途定める省エネルギー基準試験で得られる省エネ率平均値が表 A.4 又は表 A.5、表 A.6 の (は) 欄に示す値以上であること。
- 2) 当該機種の発電ユニットの製造事業者が表 A.4 又は表 A.5、表 A.6 の (ろ) 欄に示す発電ユニットの製造事業者と同一であり、かつ当該機種の定格発電効率及び定格排熱回収効率がそれぞれ表 A.4 又は表 A.5、表 A.6 の (に) 欄の値及び (ほ) 欄の値以上であること。

表 A.4 GEC の区分と品番追加の諸条件

(い) 区分	(ろ) 発電ユニットの製造事業者	(は) 省エネ率平均値	(に)	(ほ)
GEC2	本田技研工業(株)	7.5%	26.3	65.7

表 A.5 PEFC の区分と品番追加の諸条件

(表略)

表 A.6 SOFC の区分と品番追加の諸条件

(表略)